令和5年8月28日

守谷市教育委員会 御中

守谷市通学区域審議会 会 長 藤井 穂高

守谷市立小学校及び中学校の通学区域について(答申)

令和5年5月29日付け守教委発第157号で諮問のあった標記の件のうち、令和5年10月末までに答申を求められた「令和6年度に実施可能な対応」について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

過大規模校となっている黒内小学校の対応(令和6年度に実施可能な 対応)について

2 諮問理由

守谷駅周辺の宅地開発に伴い、黒内小学校が過大規模化しており、適 正規模とするための対応が必要となっているため。

3 答申

黒内小学校の通学区域について、就学校変更基準の見直し、一部通学 区域の変更を行うことが妥当と考える。

(1) 実施時期

令和6年4月1日

(2) 実施内容

①就学校変更基準の見直し

過大規模校化した学校においては、就学校変更を認める基準のうち、学年途中で転居した場合に認められる就学校変更受入期間を学年末までに変更する(要件1)とともに、以下事由による就学校変

更希望の受入先としては認めないこととする。 (不許可となる要件)

- ・住民登録以外の学区の町内会に加入するなど希望学区の地区活動 に密接な関係にある場合(要件9)
- ・指定校に対応する特別支援学級がない場合や心身上の理由による 就学への配慮が必要な場合(要件10)
- ・いじめ・不登校の解消のために転校を希望する場合 (要件11)

併せて、新入学児童の就学指定校が過大規模校である場合、保有 教室数に余裕がある他の学校への就学を希望できることを、就学校 変更要件として新たに設定する。また、就学先校の大規模校化を防 ぐため、学校規模に応じた受入枠を事前に設定すること。

なお、上記事由により就学校を変更した場合、進学先となる中学校については、本市の保幼小中高一貫教育の観点から、原則、選択した小学校の通学区域に基づく中学校となるが、保護者の希望により本来の就学校の通学区域に基づく中学校を選択できるものとする。

②一部通学区域の変更

守谷市中央四丁目12番地1他に建設される共同住宅を黒内小学校通学区域から守谷小学校通学区域に、(仮称)新守谷駅周辺土地区画整理事業施行区域内に含まれる黒内小学校通学区域を御所ケ丘小学校通学区域に変更する。

(3) 適用期間

(2)①については、黒内小学校児童数が800人台となった場合、 又は市内小中学校の適正規模維持の観点から見直しが必要となった 場合、運用継続の是非について検討すること。

4 付帯意見

(1)対応策実施に対する配慮

黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の者及び該当地域関係者に対して、今回運用される対応策について十分な周知を行うこと。特に、過大規模校から、普通教室に余裕のある他校へと就学校を変更するための変更要件新規設定については、該当校の保護者に対して、制度のみならず市内各校の情報<u>もを十二分に</u>周知し、適切な選択ができるよう努めること。

また、今回通学区域の一部変更を実施するが、実際に児童の通学が

開始される際には、交通事情を考慮し、安全確保を第一に考えた通学路を、学校やPTA、地域などと連携を図って事前に検討すること。

(2) 児童推計値に応じた対応策

今回の対応策を実施した場合であっても、黒内小学校の過大規模校 <u>化規模化</u>は急激に鈍化せず、令和8年度又は9年度に教室数が不足する可能 性がある。市として、これを重く受け止め、児童の適切な教育環境確 保の観点から、更なる対策を早急に検討・実施していく必要がある。

5 審議経過

- (1) 令和5年5月以降、審議会及び学校施設見学会等を経て、以下内容 について教育委員会から報告・説明を受けたほか、全体での質疑と意 見交換、学校現場との質疑応答などを行った。
 - ・市内小中学校の児童生徒数の現状
 - ・ 黒内小学校児童数の推計状況
 - ・想定できる黒内小学校対応策案とその長短
 - ・私立小中学生保護者、未就学児保護者、一般市民、市内小中学校教職員対象のアンケート調査結果
 - ・通学区域変更の検討対象となった地域内住宅及び集合住宅開発事業 者の意向確認結果
- (2)全体を通して、児童の適切な教育環境確保を最優先するとともに、 黒内小学校の<u>過大規模校化を解消させるという観点現状対応策</u>だけではなく、市 内の全公立小中学校の適正配置を<u>見据えた中検討するため中</u>長期的な視点を持って 審議に当たることを基本とした。